

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年7月9日（火） 8：27～8：41

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

山下貴司 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）

根本匠 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

渡辺博道 国務大臣（復興大臣）

山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 4件

○政令 5件

○人事 3件

○配布 3件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「公共サービス改革基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、公共サービス改革法に基づき、民間競争入札の導入により、競争性等の改善が見込まれる12事業について、新たに入札の対象として追加等するものであります。

次に、「令和元年度特定港湾施設整備事業基本計画の承認」について、御決定をお願いいたします。本件は、港湾整備促進法に基づき、国土交通大臣が定めた基本計画を内閣が承認するものであり、延べ130の港について、ふ頭用地の整備等を行うものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の新規提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、日米共同掃海特別訓練を実施するため、青森県の「むつ湾訓練区域」を新規提供するもの等、計5件であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「アンティグア・バーブーダ国」及び「ドミニカ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、再生利用に係る製品としてきのこ類の栽培のために使用される固形状の培地を追加するものであります。

次に、「卸売市場法施行令の一部を改正する政令」は、同法の対象となる一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物として、野菜及び果樹の種苗等を定めるものであります。

次に、「貿易保険法施行令の一部を改正する政令」は、株式会社日本貿易保険が、本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険として、海外投資を行った者が、外国政府による収用・権利侵害等によって受ける損失を、一定額を限度として填補する保険を追加する措置を講ずるものであります。

次に、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年7月16日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、同改正法により創設された計画の認定制度に基づき実施される事業に必要な資金に係る保証の保険料率を定める等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、麻生副総理が7か国財務大臣・中央銀行総裁会議出席等のため、16日から19日まで海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、石崎克孝外286名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与について、御決定をお

願いたします。

次に、配布資料といたしまして、「情報通信白書」、「厚生労働白書」及び「家計調査報告」があります。後程、「情報通信白書」及び「家計調査報告」につきましては総務大臣から、「厚生労働白書」につきましては厚生労働大臣から、それぞれ御発言があります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣から2件御発言がございます。

○石田国務大臣：まず、令和元年版情報通信白書では、「進化するデジタル経済とその先にあるSociety 5.0」を特集として取り上げ、デジタル経済の進化の過程と「Society 5.0」への展望を示しています。

デジタル経済では、データが価値創出の源泉となり、時間・場所・規模の制約を超えた活動が可能となります。また、革新的技術によって実現される新たな社会である「Society 5.0」の実現に向けた課題や、我が国に必要な改革について、デジタル経済と豊かさの関係、オープン・イノベーションや働き方改革などに触れつつ分析しています。

今回の白書での分析結果も踏まえ、ICTによる経済発展と社会的課題の解決の両立を実現すべく、引き続き総力を挙げて取り組んでまいります。

次に、7月5日に、家計調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。全国2人以上世帯の5月の消費支出は、1年前に比べて、変動調整値で名目4.9%の増加、実質4.0%の増加となりました。「自動車等関係費」などが実質減少となった一方、宿泊料などの「教養娯楽サービス」、移動電話通信料などの「通信」、航空運賃などの「交通」などが実質増加となりました。1年前と比べた世帯の消費支出は、前月に続いて、名目、実質ともに増加となっており、持ち直しています。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○根本国務大臣：平成30年版厚生労働白書について、報告いたします。今回の白書は、「障害や病気などと向き合い、全ての人活躍できる社会に」をテーマに、障害や病気を有する方などに焦点を当て、障害の特性や病状などの事情に応じ、就労や社会参加を通じて自分らしく生きることができると社会の実現に向け、現状や国民の意識、事例の分析を整理しています。そのうえで、全ての人活躍できる社会の実現に向けた方向性を示しています。

厚生労働省としては、誰もが地域で役割を発揮し居場所を持ち、「包摂」される社会の実現に向けて、関連する施策に全力で取り組んでまいります。

○菅国務大臣：次に、私から天皇陛下を東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の名誉総裁に推戴申し上げることについて、申し上げます。

この度、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長から内閣総理大臣に対し、天皇陛下を2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の名誉総裁に推戴申し上げたいので、その実現方について配慮いただきたい旨依頼がありました。

我が国で過去に開催されたオリンピック競技大会に際しては天皇陛下が、また、パラリンピック競技大会に際しては皇太子殿下がそれぞれ名誉総裁となられ、開会宣言をされておられます。

来年開催される両大会に際しても天皇陛下が名誉総裁となられ、日本国の象徴として開会のお言葉を述べられることは、国民総参加による「夢と希望を分かち合う大会」の実現や国際親善の観点から有意義であると考えます。

これらのことを踏まえ、内閣総理大臣から宮内庁長官に対して、天皇陛下が両大会の名誉総裁となられるよう執奏方を依頼したく存じます。

次に、鈴木大臣。

○鈴木国務大臣：本件につきましては、本職にも公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長から同様の依頼がありました。

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催につきましては、政府としては、平成27年に閣議決定した「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に基づき関連施策を総合的に推進しており、組織委員会、東京都及び関係地方公共団体等において、関係省庁の御協力を頂きながら準備が着実に進められているところです。

こうした中で、天皇陛下に両大会の名誉総裁に御就任いただければ、国内外における開催機運も一段と高まるものと思います。

ただいまの内閣官房長官の御発言のとおり、とり運ばれますよう本職からも重ねてお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：麻生副総理は、海外出張いたしますが、その出張不在中、石田大臣を財務大臣の臨時代理及び金融担当大臣の事務代理に、指定又は命じることいたします。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、私から2件申し上げます。まず、天皇陛下の御即位を祝するための内閣一同の献上品について、申し上げます。

天皇陛下の御即位を祝するため、内閣一同でお祝いを差し上げたいと思いますので、御賛同をお願いいたします。

お祝い品としては、「工芸品」にいたしたいと考えておりますが、具体的な選定はお任せいただきたいと思います。

つきましては、閣僚、内閣官房副長官、内閣法制局長官及び副大臣にそれぞれ分担していただきたいと思います。

なお、実際に御負担いただくのは、10月頃を予定しております。

次に、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会のレガシー発信について、申し上げます。

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会まで残り1年を迎えようとしております。

この大会を、東京都や組織委員会及び関係地方公共団体など多くの関係者と協力して成功させることはもとより、大会を契機として、次世代に誇れるレガシーの創出が期待される場所でありますが、こうしたレガシーを一過性のものに終わらせず、大会後も着実に発展させることが重要であると考えております。

そのためには、大会後を見据え、レガシーを効果的かつ一元的に発信していくための方策について、大会前から検討を進める必要があると考えております。

このため、今後、政府として東京大会のレガシーを発信していくための具体的な方策について、検討を進めたいと存じます。

次に、鈴木大臣。

○鈴木国務大臣：ただいまの内閣官房長官からの御発言のとおり、2020年東京大会のレガシーを次世代に引き継ぎ、国内外に向けて積極的に発信していくことは大変重要なことであると考えております。

○菅国務大臣：次に、国土交通大臣。

○石井国務大臣：7月1日から8月31日までの2ヶ月間は、公益社団法人日本水難救済会が行う「青い羽根募金強調運動期間」です。

青い羽根募金は、海で遭難された人々の救助を行う、全国約5万1,000人の海の救難ボランティアの崇高な活動を支援するものです。

例年各大臣には、本運動の主旨を御理解のうえ、7月中の1週間程度、青い羽根を御着用いただいております。本年は、本日から、「海の日」の7月15日までの間御着用いただき、運動の推進に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○菅国務大臣：なお、海外出張された片山大臣、復興大臣及び文部科学大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令和元年 〕
7 月 9 日 (火)

◎一般案件

- 資料あり
 ○ 公共サービス改革基本方針の一部変更について (総務省)
 〃 ○ 令和元年度特定港湾施設整備事業基本計画の承認について (国土交通省)
 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の共同使用，追加提供及び新規提供について (防衛省)
- 資料なし
 ☆ アンティグア・バーブーダ国及びドミニカ国駐劄特命全権大使平山達夫に交付すべき信任状及び前任特命全権大使岡田光彦の解任状につき認証を仰ぐことについて (外務省)

◎政 令

- 資料あり
 ○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定)
(農林水産・環境省)
 〃 ○ 卸売市場法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(農林水産省)
 〃 ○ 貿易保険法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(経済産業省)
 〃 ○ 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (決定) (同上)
 〃 ○ 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (決定)
(経済産業・財務省)

資料
なし

◎人 事

☆財務大臣麻生太郎の海外出張について（了解）
☆古閑裕二外1名を判事兼簡易裁判所判事等に任命
することについて（決定）

資料
あり

☆元陸将補石崎克孝外286名の叙位，叙勲又は紺
綬褒章授与について（決定）

◎配 布

☆令和元年情報通信に関する現状報告（総務省）

☆平成30年版厚生労働白書（厚生労働省）

☆家計調査報告（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]